

平成 18 年 8 月 16 日

長崎県知事 金子原二郎様

ふるさと自然の会
会長 小西 宗十

当会の要望書（平成 19 年 7 月 6 日付）に対し回答（19 産政第 49 号）を頂き有り難う御座いました。回答を読ませて頂きました上で、以下に改めて十項目の要望を致します。ご高配をお願いいたします。

- （1）自然環境保全に関する県の施策として、以下の三つの大きな柱があります。
それぞれの項について具体的にはどのような検討がなされたのかお聞かせ下さい。

①県環境基本計画

長崎県では平成 12 年 1 月（平成 16 年 12 月改訂）に環境保全を目的に「長崎県環境基本計画」を策定しました。この基本計画にはこれまで種々の開発が自然環境に大きな負荷をかけてきたことを反省し、人が自然と共存し、住み良い長崎県を創るためにはどのような配慮をすればよいか、その方法の一端（最低限行わなければいけないこと）が示されています。

長崎県環境基本計画の冒頭で金子原二郎知事は「・・・前略・・・この環境基本計画の初年度となる 2000 年を環境元年と位置づけ、決意を新たに県政のあらゆる分野で率先して環境保全に取り組み、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に向けて努めてまいりたいと存じます。」とその決意を述べておられます。この基本計画の中には、造成にあたって配慮すべき事項が定められています。

②長崎県環境基本条例

第 4 条では「県の責務として、第 3 条の基本理念にのっとり環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する」

第 8 条（1）においては「環境の自然的要素が良好な状態に保たれていること」（2）「生態系の多様性の確保、種の保存、生物の多様性の確保」

第 11 条 においては「環境基本計画との整合性を図り、環境の保全に配慮しなければならない」

第 12 条 においては「環境影響評価の推進」

が掲げられています。

③長崎県レッドデータブック

長崎県レッドデータブックの発刊にあたって県知事は「本書が、現在の世代の人々が豊かな自然を享受し、将来の世代に引き継いでいくための資料として、広く活用していただければ幸いに存じます。」と述べています。

なお、環境基本計画の中では数値目標として「レッドデータブック掲載種については作成時と比較し、一層絶滅性が増すことを防ぐ」が掲げられています。

(2) 水生植物や水生昆虫の多い溜め池(上蔭の巣)を環境に配慮し開発区域から外したとありますが、図面を見る限り環境に配慮し除外したというよりも開発に取り込む理由がなかったと思われます。上蔭の巣ではどのような生物が確認できたのか公開して下さい。

(3) 開発予定地の調査により確認できた希少種とその保全策の全てを公開して下さい。

(4) 残置林の範囲と面積を図面で示し、残置林に生息する希少生物種を公開して下さい。

(5) 「取付道路(南側接道案 A)」では飛瀬上池は開発区域に含まれ、埋め立てられる計画のようです。そして、この池の下流にある池付近一帯が調整池とされるようですが、この二つ池についても希少種の調査をされていると思いますので結果を公開して下さい。

(6) 植物は移植による保全を実施するとありましたが、移植という方法のみでは保全を適正に行ったとは言えません。やむを得ず行った場合においても生育環境の変化により生育できない植物が出てきます。移植をした場合はその後5年ほど継続したモニタリング調査を行い、その効果を検証することが求められます。モニタリング調査を必ず実施し、結果を公開されるよう要望します。モニタリング調査中に枯死する植物が多い場合は環境基本計画に挙げられているように環境の創出等の代償措置を実施すべきです。移植後のモニタリング調査および調査結果に対する県の認識をお聞かせください。

(7) 希少な動物については開発周辺でも確認されているので、保全策には組み入れていないと言うことですが、周辺に生息していても、開発区域からは絶滅する種が出てきます。開発の度ごとに周辺地域にも生息が確認されているので、保全策を講じないとなれば、希少種の減少は明らかです。環境基本計画の数値目標との整合性をどのように考えておられるかをお聞かせください。

(8) 環境基本計画の原則的配慮事項において、計画段階で挙げられている「環境への影響が避けがたい場合には損なった環境の復元・再生、同等の価値又は機能を持った環境の創出等の代償措置を検討すること」とされていますが、これについてどのような検討をされたかをお聞かせ下さい。

(9) 環境基本計画の数値目標では「レッドデータブック掲載種については作成時と比較し、一層絶滅性が増すことを防ぐ」「森林面積は平成15年の218476haから平成21年度には219000ha」へ増加することが掲げられています。今回の開発にあたりこの目標をどのように捉えておられるのか県の考えを聞かせて下さい。

(10) 佐世保市が平成15年～18年に実施した「下の原ダムの嵩上げ」に伴う環境保全策は、環境基本計画に十分則したものでした。佐世保市が行った丁寧な環境保全策と同様な策を県には講じて欲しいものですがいかがなものでしょうか。

先の要望書でも述べましたように、開発は環境アセスメント(県環境影響評価審査会による審査)が必要な30ヘクタールをわずかに2.5ヘクタール下回っているだけです。

ご存知のように、県知事は「県政のあらゆる分野で率先して環境保全に取り組む」と述べておられます。環境アセスメントを避けるための開発面積設定と思われたいめにも、環境基本条例第4条の「基本理念」に則し、生態系に十分配慮した環境行政の推進を要望いたします。

以上、十項目の要望につきまして、文書での回答を9月10日までにお願ひ致します。当質問、回答につきましても当会のホームページで公開すること予めお知らせします。

なお、情報公開の手続きが必要な部分についてはお知らせ下さい。

ふるさと自然の会

担当：川内野善治

〒859-6405 北松浦郡世知原町開作免 427-5

TEL/FAX 0956-78-2865

E-メール：akagashi05@yahoo.co.jp

<http://www5d.biglobe.ne.jp/~furusato/>